

## 市民意見公募（パブリックコメント）結果

以下の二つの計画(案)に対する皆さんの意見を募集しました。その結果をお知らせします。

### 第五次取手市情報化計画(案)

☎ 情報管理課デジタル化推進室 ☎内線1151

社会の変化に伴う新たな課題に対応し、情報化施策をさらに推進するための基本的な方向性などを定めた計画です。

#### ▶2人から5件の意見がありました

寄せられた意見とそれに対する市の考え方は、以下の場所か市ホームページでご覧になれます。

公表場所 情報管理課、藤代総合窓口課、取手支所、取手駅前窓口、  
取手図書館、ふじしろ図書館、各公民館



公表期間 7月1日(土)まで

### 取手市自転車活用推進計画(案)

☎ 産業振興課 ☎内線1442

自転車を活用した地域振興や、自転車の安全利用に関する意識啓発・環境整備を促進するための計画です。

#### ▶3人から3件の意見がありました

寄せられた意見とそれに対する市の考え方は、以下の場所か市ホームページでご覧になれます。

公表場所 産業振興課、藤代総合窓口課、取手支所、取手駅前窓口、  
取手図書館、ふじしろ図書館、各公民館



公表期間 7月1日(土)まで

## 官公庁オークションに消防車両を出品

☎ 車両などの詳細…消防本部警防課 ☎74-5895  
オークション全般…公共施設整備課 ☎内線1551

「KSI 官公庁オークション」は、市町村などの行政機関が出品しているオークションです。市は、車両更新のため不用になった消防車両を出品します。興味のある方は、市ホームページをご確認ください。

◎市は、通常であれば廃棄してしまうものを官公庁オークションに出品することで、財源の確保に取り組んでいます。

詳細は市ホームページをご確認ください



### 出品する車両



分団ポンプ車 2台



指揮車 1台

参加申込方法 KSI 官公庁オークションサイトから

参加申込期間 6月13日(火) 14:00まで

入札期間 6月27日(火) 13:00～7月4日(火) 13:00

落札者決定 購入希望者で、一番高い金額を入札した方が落札

# 令和5年度 市・県民税 納税通知書を発送します

☎ 課税課 ☎内線1243

令和5年度の市・県民税納税通知書を発送します。市・県民税は、5年1月1日現在市内在住で、4年中(4年1月1日～12月31日)に一定以上の所得があった方に課税されます。対象者には納税通知書を発送し、非課税の方には納税通知書は発送しません。

納税通知書の発送日 **6月13日(火)**

### 市・県民税 納付方法など

#### ◆納付書で納める方(普通徴収)

納税通知書に同封されている納付書で、各納期限までに納めてください。(納付書による納付か口座振替)

#### ◆公的年金から天引き(特別徴収)される方

5年4月1日現在65歳以上で、市・県民税が公的年金から天引き(特別徴収)される方は、5年10月・12月・6年2月の特別徴収税額と、6年4月・6月・8月の仮特別徴収税額を併せてお知らせします。

※年税額(1年間で納める税額の合計)の全額が、公的年金から天引き(特別徴収)される方には、納付書は同封されません。

#### ▶所得の種類が複数ある場合

公的年金から天引き(特別徴収)される税額は、公的年金の所得に関する税額のみです。このため、公的年金以外の所得がある方は、納付書による納付や口座振替(普通徴収)、給与からの天引き(特別徴収)など、複数の徴収方法となる場合があります。

#### ◆勤務先の給与から天引き(特別徴収)される方

5月中旬に勤務先へ税額の決定通知書を発送しました。

#### ▶特定配当所得などについて所得税と異なる課税方式を選択する場合

納税通知書発送日までに、市・県民税の申告が必要です。この制度の適用は5年度が最終となります。

6年度(5年分)から  
課税方式が統一されます



### 令和5年度 証明書の発行は6月13日(火)から

5年度市・県民税(4年1月1日～12月31日の所得に関するもの)の課税証明書・非課税証明書などは、納税通知書発送日の6月13日(火)から発行が可能になります。市・県民税の全額が給与から天引き(特別徴収)されている方は、すでに発行が可能です。

発行窓口 課税課、藤代総合窓口課、取手支所、取手駅前窓口、<sup>とがしろ</sup>戸頭窓口、コンビニエンスストアなど

▶コンビニ交付(マイナンバーカードを利用した課税証明書などの取得)の場合…給与から天引き(特別徴収)されている方も、6月13日(火)からの発行となります。

※メンテナンスのため、6月12日(月)15時から終日、コンビニ交付ができませんので、ご注意ください。

### 💡市・県民税 よくある質問

Q: 送付された納税通知書に納付書が入っていないのはなぜですか。

A: 年税額の全額が、口座振替や公的年金から天引き(特別徴収)される方は、納付書が不要のため入っていません。

Q: 昨年途中からは働いていないのに納税通知書が届いたのはなぜですか。

A: 市・県民税は、所得のあった年の翌年度に課税となります。4年中(4年1月1日～12月31日)に一定以上の所得のあった方は、5年度に市・県民税が課税されることとなります。

Q: 夫の扶養の範囲内でパートをしていたのに、納税通知書が届きました。非課税ではないのですか。

A: 市・県民税と所得税では、非課税の所得額が異なります。市・県民税は97万円(取手市の場合。市町村によって異なる)を超えると、扶養に入っている方でも課税されます。このため、97万円を超え103万円以下の給与収入のある方は、所得税法上の扶養には入れますが、市・県民税は課税されます。